

村商工業者を支援します～事業用資産を取得したら申請を～

商工業振興奨励金を交付します

村では、商工業振興施策として村内の事業所が事業用資産を取得した場合に取得価格に対する固定資産税額の2分の1以内の奨励金を5か年に限り交付します。

- 事業着手前に、青木村役場商工観光移住課または青木村商工会へ事前相談を行ってください。
- 提出書類・申請時期は、2月15日とします。
- 太陽光発電に係る設置費用は、対象としません。

奨励金範囲

- ・耐用年数3年以上の固定資産税課税対象資産（3年未満の償却資産は除く）
- ・公害の発生のない資産及び施設
- ・村税未納でない者

種 類	投資固定資産総額等
<input type="checkbox"/> 新 設	1千万円以上で従業員5名以上
<input type="checkbox"/> 増 設（土地、建物、機械）	○増改築、高額機械の購入 1件100万円以上 かつ合計が200万円以上1億円まで
<input type="checkbox"/> 指定施設 産業公害防止施設、共同施設、社宅、防火施設、緑地施設、安全対策施設など	1件100万円以上 かつ合計が200万円以上1億円まで

申請時期

毎年1月1日から12月31日までに設置したものについては、翌年1月31日までに奨励金申請を行います。ただし、工場の新設にあっては、設置した日の属する年の翌年の1月1日から起算して3年を経過するまでの間に申請できます。